

販路開拓の取り組みを支援 小規模事業者持続化補助金

本事業は、地域の原動力となる小規模事業者の活性化を図るため、持続的な経営に向けた経営計画に基づき、小規模事業者の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザイン改変等）などの取り組みに対し、それに要する経費の一部を補助するものです。

●補助対象者

印西市内で事業を営む小規模事業者。卸売業・小売業は従業員5人以下、サービス業は従業員5人以下（ただし宿泊業・娯楽業は従業員20人以下）、製造業・建設業その他は従業員20人以下

※従業員数に会社役員や個人事業主は含めないものとし、パート労働者につきましては、要件を満たせば、含めないものとなりますので、詳細はお問合せください。

※市外で事業を営んでいる方は、管轄する商工会や商工会議所に申請してください。

●補助対象事業

策定した経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら取り組む販路開拓等のための事業。取り組み事例として①販売促進用チラシの作成、配布②販売促進用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）③商談会、見本市への出展④店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の洋式トイレへの改造や座敷の掘りごたつ化等の店舗改修を含む）⑤商品パッケージ（包装）の改良⑥ネット販売システムの構築⑦移動販売、出張販売⑧新商品の開発など

※同一の内容で国（独立行政法人を含む）又は地方自治体の補助金や助成金の交付を受けている、または受けることが決まっている事業や射幸心をそそるおそれがあること、公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある事業は対象となりません。

●補助対象経費

①機械装置等費②広報費③展示会等出展費④旅費⑤開発費⑥資料購入費⑦雑役務費⑧借料⑨専門家謝金⑩専門家旅費⑪委託費⑫外注費

※上記の経費においても交付決定前に発注、購入契約等を実施したもの、中古品や汎用性のあるもの、事務所等に係る家賃、光熱水費、通信費、接待費、振込手数料、自動車等車両の購入費等は補助対象外となります。詳細はお問合せください。

【裏面に続く】

●補助率

補助対象経費の3分の2以内

※本制度は補助事業であり、支払を受けた補助金については、原則として、融資のように返済の必要がありません。

●補助額

補助限度額 50万円（補助対象経費が75万円以上は50万円、60万円の場合は40万円が補助されます。）

※①複数の事業者が連携した取り組みには、100万円～500万円（50万円×連携事業者数）②雇用対策・買い物弱者対策への取り組みを行う事業者に対しては100万円に補助上限のアップ等重点的に支援を行います。

●その他

- ・同一事業者からの応募は1件です。
- ・採択審査は、提出資料について有識者等により構成される審査委員会において行います。採択審査は非公開で行いますので、不備のないよう十分ご注意ください。
- ・事業実施にあたり印西市商工会の上部団体である千葉県商工会連合会や会計検査院が実施検査に入ることがあります。

●受付締切

第1次 平成27年3月27日（金） [締切日当日消印有効]

第2次 平成27年5月27日（水） [締切日当日消印有効]

●申請にあたり

申請には経営計画書・補助事業計画書（いずれも所定様式あり）、商工会の確認書その他添付書類が必要ですので、希望される方は必ず商工会へご相談ください。計画書の作成についてもご支援いたしますので、お気軽にご相談ください。尚、受付締切の直前になりますと、確認等の作業が間に合わない場合がありますので、余裕をもったご相談をお願いいたします。

事業計画書を作成しましょう

上記の小規模事業者持続化補助金の他にもいろんな補助金・助成金があります。いずれの場合も申請には事業計画書の提出が必須であり、金融機関から融資を受ける場合にも提出を求められます。また、事業計画書を作成することにより中期的な見通しを立てることができますので、事業の実現可能性を客観的に判断することができます。

まずは、頭の中でぼんやりとしている内容を事業計画書として表すことにより、目標や課題などが目に見える形で把握することができ、経営者だけではなく社員も巻き込んで事業計画書を作成することで、経営戦略を共有し、経営を成功に導くことに繋がります。

皆様の企業の魅力をPRし、より良き理解者を得るとともに、企業経営における経営者ご自身の目標と責任を明確にするためにも、事業計画書の作成をお勧めいたします。

商工会では、作成のお手伝いをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。